

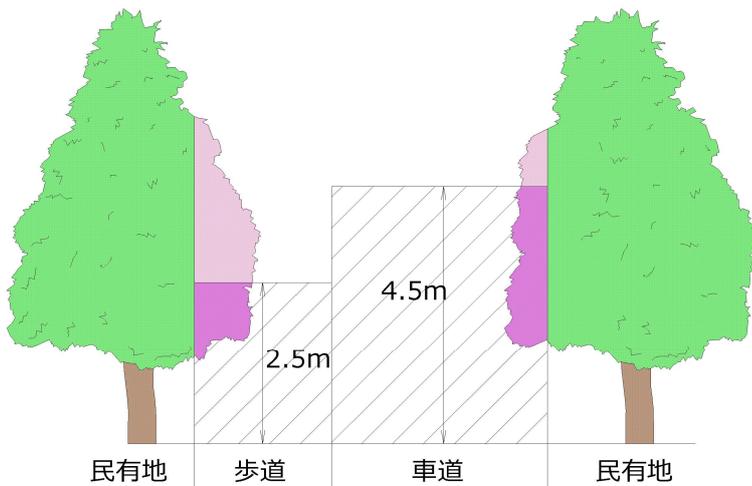
道路上に張り出している樹木等の 伐採・せん定をお願いします

民有地から道路上に張り出している樹木等の枝葉・幹により、歩行者や自動車等の通行に支障となる場合があります。

樹木等が原因で歩行者や自動車等に損害が発生した場合、**樹木等の所有者(=土地所有者)が損害賠償等の管理責任を問われることがあります**ので、道路上に樹木等の枝葉・幹が張り出さないよう伐採するなど、管理をお願いします。

なお、建築限界を侵すなど道路交通への危険が迫ったときは、やむを得ず緊急措置として道路管理者においてせん定又は伐採し、道路の交通安全確保を行いますのでご理解をお願いします。

【伐採・せん定が必要となる範囲】



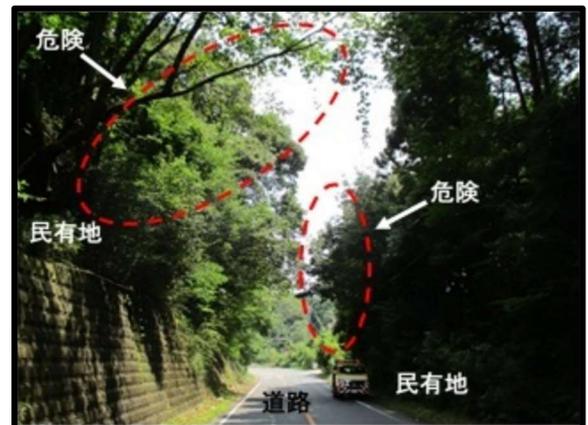
建築限界の範囲



伐採・せん定が必要な箇所

道路法第 30 条及び道路構造令第 12 条では、道路を安全に通行するため、車道の上空 4.5m、歩道の上空 2.5m の範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。

【通行の支障となる事例】



○ 道路上に張り出した樹木等の危険性について

△ 道路上に樹木等が張り出すと次のような危険があります

- ・ 走行する車両が枝葉などに接触し、壊れたり傷がついたりする。
- ・ 道路標識が樹木等で隠れることにより、運転の妨げになり、交通事故が発生する。
- ・ 樹木等に雪が積もり、その重みで道路に倒れ、走行中の車両と衝突する。
- ・ 張り出している樹木等の枝葉・幹により、歩行者が歩道を歩くことが困難になり、車道を歩くことで、交通事故が発生する。

※樹木等の所有者(=土地所有者)が損害賠償等の管理責任を問われた裁判事例もあります

○ 伐採・せん定を行う前のお願い

伐採やせん定の作業をする際、交通に危険が及ばないように交通を規制したり、斜面からの落石が道路上に転がり落ちたりしないように防護処置が必要な場合があります。

このような箇所で作業される場合は、下記の建設事務所及び最寄りの警察署まで連絡されるようお願いいたします。

また、電線や電話線のある箇所は、大変危険ですので、最寄りの電気事業者（中部電力など）や通信事業者（NTT 西日本など）へご相談ください。

○ 県管理道路のお問い合わせ先

箇所（市町）名	所管事務所	連絡先
桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町	桑名建設事務所	TEL：0594-24-3662
四日市市、菰野町、朝日町、川越町	四日市建設事務所	TEL：059-352-0667
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿建設事務所	TEL：059-382-8683
津市	津建設事務所	TEL：059-223-5203
松阪市、多気町、明和町、大台町	松阪建設事務所	TEL：0598-50-0586
伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町	伊勢建設事務所	TEL：0596-27-5202
鳥羽市、志摩市	志摩建設事務所	TEL：0599-43-9627
伊賀市、名張市	伊賀建設事務所	TEL：0595-24-8208
尾鷲市、紀北町	尾鷲建設事務所	TEL：0597-23-3527
熊野市、御浜町、紀宝町	熊野建設事務所	TEL：0597-89-6141

○ 参考法令（抜粋）

○民法

（竹木の枝の切除及び根の切取り）

第 233 条

土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

三 急迫の事情があるとき。

4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第 717 条

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

（正当防衛及び緊急避難）

第 720 条

他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。

○参考法令(抜粋)

○道路法

(道路に関する禁止行為)

第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞(おそれ)のある行為をすること。

○道路構造令

第12条 建築限界は、車道にあつては第1図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第2図に示すところによるものとする。

第1図(略) 車道 高さ4.5メートル

第2図(略) 歩道及び自転車道 高さ2.5メートル